

熊本市国民保護計画 新旧対照表（案）

別冊1

No.	ページ	区分	「新」	「旧」
1	14	修正	⑤ <u>避難行動要支援者</u> の避難誘導体制に関する事項	⑤ <u>災害時要援護者</u> の避難誘導体制に関する事項
2	22	新規	<p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と<u>協同</u>して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p><u>訓練の計画は、中期的な訓練順次（各年度ごとに実施する訓練の想定、課目及び内容等）の概案を確立するとともに、年度内においても各種訓練等の特性に応じて訓練課目・項目等を設定し計画する。</u></p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する。<u>また、</u>県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、 【略】</p>	<p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と<u>共同するなど</u>して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する<u>とともに、</u>県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、 【略】</p>
3	24	新規	<p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成する。</p> <p><u>この際、第1章第5節の事態類型ごとの特徴を踏まえ、避難要領等の特性に応じ、以下の典型的な避難パターン区分に整理し、対象とする事態、避難等の考え方、避難実施要領等を具体化して作成する。</u></p> <p><u>1 屋内避難 2 局地避難 3 広域避難 4 域外避難 5 対NBC避難</u></p>	<p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成する。</p> <p><u>【新規】</u></p>
4	34	修正	(3) 総合調整室の事務分掌 <u>受援班（政策局又は総務局の課長級の職員）</u> <u>支援の要請及び受け入れに関すること</u>	(3) 総合調整室の事務分掌 <u>(表の項目を新規追加)</u>

熊本市国民保護計画 新旧対照表（案）

別冊1

No.	ページ	区分	「新」	「旧」
5	34	修正	(3) 総合調整室の事務分掌 <u>支援班（危機管理防災部）</u> <u>影響を受けた者への支援全般の調整</u>	(3) 総合調整室の事務分掌 <u>(表の項目を新規追加)</u>
6	35	修正	・ <u>避難行動要支援者</u> （要医療援護者を除く）に関すること。	・ <u>災害時要援護者</u> （要医療援護者を除く）に関すること。
7	37	修正	・区内の <u>避難行動要支援者</u> （要医療援護者を除く）に関すること。	・区内の <u>災害時要援護者</u> （要医療援護者を除く）に関すること。
8	49	修正	車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者</u> 等を人員輸送車両等により、有効な搬送を行う。	車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>災害時要援護者</u> 等を人員輸送車両等により、有効な搬送を行う。
9	51	修正	なお、市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治協議会、学校、施設、事業所単位で集合し、 <u>避難行動要支援者</u> 等に配慮しつつ、順次誘導を行う。	なお、市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治協議会、学校、施設、事業所単位で集合し、 <u>災害時要援護者</u> 等に配慮しつつ、順次誘導を行う。